

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

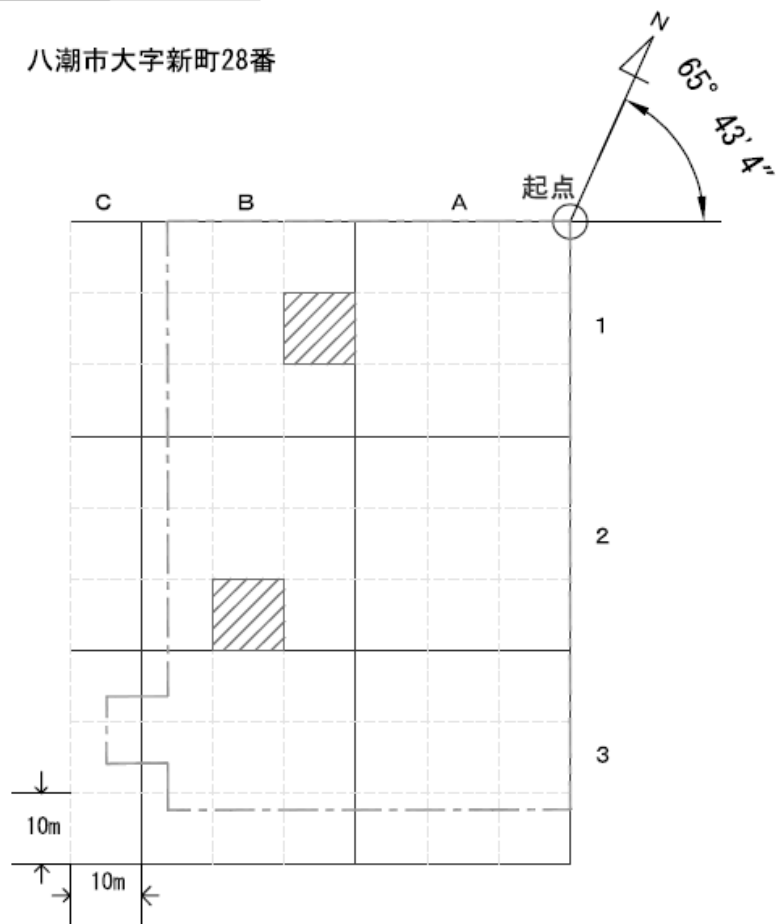
令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字新町二十八番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図

八潮市大字新町28番



八潮市大字新町28番

【 起 点 】

起点は、埼玉県八潮市大字新町28番に位置する解体予定建屋区域の最北端（世界測地系） $N35^{\circ} 50' 35.86''$ $E139^{\circ} 49' 54.90''$ の地点とする。

【 格子の回転角度（ $65^{\circ} 43' 4''$ ） 】

【 凡 例 】

- 30m格子 ——— 敷地境界
- 単位区画 - - - 土壤調査範囲
-  形質変更時要届出区域に指定する区画